

バルメスと社会

一色忠良

(1)

「労働者の教皇」とよばれたレオ13世 (Leo XIII, 在位1878~1903) が、回勅「レールム・ノバルム」(Rerum Novarum) を公布して労働問題に関する見解を明らかにしたのは、1891年のことだが、40年後の1931年には、新しい困難に対応して、前記教説の適応に補足的説明を必要とするにいたり、各方面からの決定的裁決をあおぐ声の中で、ピオ11世 (Pio XI, 在位1922~39) によって回勅「クアドラジェジモ・アンノ」(Quadragesimo Anno) が公にされたのであった。あらたに抬頭出現してくる資本主義、社会主義、私有財産制度に対する再吟味等の思想や政策について、教会につらなるもの間にあつても必ずしも見解を一にしていたとはいえない当時であるから、その受けとり方にかかなりの相違が見られたとはいえ、すくなからざる関心がはらわれたのは、けだし当然であった。

職能組合が自然権をもつこと、すなわち、人間本性の必要に合致するものであることを認めたレオ13世は、フランス革命すら労働者に拒否した団結権についても、「私的組合は、……市民社会のただ中においてのみ存在する。しかして、……国家の権力によって組合の存在権をあたえたのは自然自体であり、市民社会は自然権を保護するために樹てられたのであって、それを廃棄するために樹てられたのではない。」と述べ、したがって、国家は組合の自治を尊重し、組合が共同の福祉に反して行動しない限り、組合を保護しなければならぬとした。鋭い社会的抗争の間に出たピオ11世は、労働者の教皇の栄光を讃えながらも、あらたに生起してくる問題に対する解決策として、人を労働市場において占める地位によらずして、職能による場で、組合の

つくられることが自然の傾向であることを強調し、諸種の職能が、いっそう忠実に自己の専門を遂行することによって、その統一は強固にして効果的になることを力説したのであった。

1939年に登位したピオ12世 (Pio XII, 在位1938~1958) も、よりよき経済秩序の基礎が、このような教示の重要性の中に存していることを認め、さらに「古き時代はずたずたになって横たわっており、圧迫されてきた人たちの熱望は、これらの荒廢の跡から、できるだけ早く新しい世界の誕生を見んとする以外のものではない。それは、いっそう健全にして、正義のうえに立てる秩序をこれまで以上にそなえた、人間の本性の要求にもっと調和した世界である。」と述べている。数十年前の社会問題は、いうまでもなく、今日においては、社会全体にその複雑、深刻さを拡大しており、時のへだたりは、ピオ11世の回勅後わずかにして、再び困苦にみちた第二次世界大戦を経験し、幾多の社会問題に当面して、時にその尖鋭化さえ随処に見られるにいたっている。

多大の犠牲と病弊とを残して終息した内乱後のイスパニアの識者の間から、教皇の声に呼応して、人格的価値、労働の特権、家庭の権威、国家についてのキリスト教的概念等の再認識を通して、正義と共同善とに基づく新しい秩序をうち立て、歴史的使命に貢献せんとする自覚が生れたのは、自然なことであった。

そこで、新時代に有効な影響をあたえ、その足跡をうけつぎうる思想家の中に、特に社会的特徴とキリスト教的性格の結合を示した人物として、彼らは、彼らの誇るビック (Vich) の人ハイメ・バルメス (Jaime Balmes) を思い出し、あおぎ見たのである。つまり、護教家ないし哲人バルメスが、社会学者として、また社会思想家として見直されたのであった。さらにいえば、ローマ教皇使節からすでに「近代の聖父」(el santo padre de los tiempos modernos) の尊称をうけ、他方バルセローナ (Barcelona) の「国民勤労および労働者階級擁護連盟」の総裁に就任していた晩年の彼が、教皇ピ

オ9世 (Pio IX, 在位1846~78) との間に直接的にして親密な関係があったことを知るなら、カトリック社会論の時間的形成の問題に、何らかの暗示をさしはさむことは不可能ではないように思われる。

1945年7月9日、ビック市主催のバルメス記念講演会において、バルセローナ大学のエンリーケ・ルーニョ・ペーニャ教授 (Enrique Luño Peña) は、意味深く面白い言葉を残している。「空想の翼を馳って私は、パリー国立図書館の閲覧室に諸君を案内し、バルメス自身と司書との間の短い会話に耳を傾けてみたい。ここでいちばん多く読まれている哲学書は、とビックの哲人に質問された司書は、一冊の書を手にとり、それを質問者に示しているのである。イスパニアの一司祭の手になる本がここにあります。絶えず読書に読まれている書物の名を規範論《El criterio》と申します、と。その返答に接する著者バルメスの面持は、謙遜そのもので、私はそのことを知っています。よく知っています、と答えているのである。

ところで、夢想をさらにつづけさせてもらって、この逸話を現代に設定したらどうであろうか。わが祖国のどこかの図書館に、再びバルメス自身がいま、現われて、イスパニアの思想運動につき、社会事業につき、その指標と社会組織に関する述作中、多数の読者をもつものを求められたら、司書の返答は果してどんなであろうか。バルメスの態度はどうであろうか。」

社会というものの健全な成立は、自然法の倫理、すなわち神を究極に見る規範が守られる場合にのみありうるものであり、しかもそれが、一なる教会というものによって保持されてきたと考えるなら、バルメスのものした33巻におさめられたことごとくの頁が、時代の指導者としての彼の社会観をあらわしているともいえる。彼は、生れ持った思想的才能をもって、おのれの柔軟な感覚と熱誠の意思と人間にかかわるいっさいのものの現実的把握をば、自らの夢と野望と、その理想国と、そのキリスト教的目標と、そして、彼の熱情にたぎる短き生命とにつなぎ合わせることできた、偉大なる社会思想家、卓越せる社会学者といい切ることができるからである。

(2)

19世紀初頭のイスパニア国内外の時代的背景は、というと、1807年10月、ナポレオンとカルロス4世 (Carlos IV, 在位1788~1808) の間にポルトガル分割の密約が生じ、この国に侵入していたフランス軍がポルトガルに進駐するや、フランスの従属的状态に対する不満は、カルロス4世対アストゥリアス王子 (のちのフェルナンド7世) の対抗に契機をあたえ、それは同時に、国民的思想と自由思想とを喚起せしめることになる。この年は、つまり、近代イスパニアの覚醒の時となった。

フランス軍の征圧に対する憤激は、カタルーニャ、アストゥリアスなど北部の州で、いよいよ烈しさを加える。カルロス4世の専制政治に反発してその退位がせまられ、中央国政会議は、遠く南端のカディス (Cádiz) に移ってフランスに対抗するため英国の勢力に頼る形勢を示すと、ナポレオンは王をバヨンヌ (Bayonne) に移らせて退位を強制したうえ、ジョセフ・ボナパルト (Joseph Bonaparte) をイスパニア国王につかせたため、国内各地に反対運動が起り、地方政府まで樹立される仕末となって、あたかも鼎の湧くがごとき騒然たるものが、イベリア全土をおおっていたのである。国民的思想と熱情が、日に月に形をととのえつつあったところへ、フランス革命による自由思想のびまんはとうとうたる時流となり、これらにイスパニア的直情性が油となって点火せんとしていた。

カディスをねらうフランス軍は、英軍とイスパニア軍の必死のゲリラ的抵抗に遭ってその野望を達せず、1810年—この年バルメスは生まれた—マッセナ将軍 (Massena) のごときは、あらたに10万の兵を要請してウエリントン軍にあたったが、敗退している。当時、全半島には35万のナポレオンの兵士たちがいたといわれる。このように英仏軍の衝突を見ている間に、国民議会議会による憲法が制定、1812年3月18日に発布された。これは、一院制度の代議院を定め立法の発案決定の権をこれに付して、王権をいちじるしく縮小し、封建制度のいっさいを廃止し、言論、印刷の自由を保証し、教会所領の没収

を規定するなど、その模範をフランス革命政府の憲法にとった自由主義的なものであったが、旧来、保守的政治思想の多く存していたイスパニアにおいては、このことは、余りにも急激な外国憲法の移入であったし、また他面、^{コルテス}国民議会そのものも、当時の政状からして、秩序ある代議制度からほど遠く、新憲法に対する種々の紛糾を残すことは明らかであった。

しかも、この憲法制定は、イスパニアの自由主義運動の基盤となり、これを施行するか廃棄するかが、長く両派の争いのもととなるのである。やがて、それは、国を救わんとして、かえって中南米にひろがる植民地を失い、祖国を危殆に瀕せしむる結果となってあらわれる。すなわち、ジョセフがイスパニア王に即いてより、遠く中南米の植民地には威令およばず、1811年に先ずパラグアイ (Paraguay) が独立を宣し、その後1813年にはコロンビア (Colombia)、1816年にアルヘンティーナ (Argentina)、1818年にチレ、(Chile)、1821年にペルー (Perú) とメヒコ (Méjico)、1825年にボリビア (Bolivia) といったふうに相ついで独立共和国となって、本国を離れていったのである。

憲法の実施については、^{コルテス}国民議会の一部のほかにも多くの反対意見があり、保守派や教会に拠るものはことに然りで、王がこれを廃棄したのは、まったく、やむをえざる事情からであった。あるものは、フランスの過激思想と自由派との脈絡を攻撃した。その実態は明らかでないが、秘密結社がさかんに動いていたことは事実であった。

1813年10月、多数の保守派代表を送りこんだ^{コルテス}国民議会は、カディスを去って、翌1814年1月、旧都マドリー (Madrid) に移ることになり、2月には旧王フェルナンド7世 (Fernando VII, 在位1814~33) に復することが決議されたのであった。ナポレオン没落の時期にあたって、イスパニアが反抗した結果、それが許されたのである。しかし、新王は、もともとその父王と権勢を争って内紛を起したほどの人物で、国民の求めるところをかえりみず、ヨーロッパの復旧が保守的傾向によって始められようとする時代傾向を

知つて、小談合室^{カマリーリヤ}の名をえた少数権力者政治によって国民議會^{コルテス}を解散し、憲法を廃止して、自由思想の人たちを断圧にかかったのであった。そのため、各地に反抗運動が生じ、相つぐ植民地の独立と、極度に疲弊した国家財政と、産業上の打撃からくる社会的不安、動揺が加わって、幾多の内乱が生じ、ことにバルメスの生れた東部カタルーニャ地方は、西のアストゥリアス、ガリシア地方などとともに、その一大拠点たる觀があった。

憲法の施行を要求せる自由運動は、1820年にいたり、いよいよさかんとなって、ついに1812年憲法の復活の容認、公布を見、あらたに組織された中央^{フンタ}国政會議が政権を握る。しかし、国政改革に当面しては、温和と急進の分裂が生ずるとともに、外は神聖同盟諸国からの干渉があつて、内乱は絶えなかつた。

隣国フランスは、すでに18世紀末の大革命を転機として、1848年の2月革命—この時バルメス逝く—までの一連の社会革命の過程をへて、近代的国民国家への途をいそいでいた。封建的支配者に代る資本的勢力の胎頭があり、社会思想家ないしは社会主義者たちをして、しだいに、正義、憐憫の倫理的なものから、理論的なものへ、資本的組織の構造的矛盾へと、洞察の眼を向けていた。サン・シモン (Saint Simon, 1760~1835)、オーグуст・コント (Auguste Comte, 1798~1857)、シャルル・フーリエ (Charles Fourier, 1772~1837)、フェリシテ・ド・ラムネ (Félicité de Lamennais, 1782~1854)、等があらわれ、資本主義の先進国英国においては、ロバート・オーウェン (Robert Owen, 1771~1858) が出て、資本主義の経験からその改革に挺身し、社会主義的实践をひき出しつつあった。

わがハイメ・バルメスが生をうけたのは、1810年8月28日、その短い生涯をとじたのは1848年7月8日、カタルーニャの古い町ビックにおいてであった。すなわち、2月革命の勃発と時を同じくする。実証哲学の基礎の上に築かれた社会科学が、フランス革命の終末までにいたる社会思想上の収獲として築かれつつあった時、ピレネーの南、イベリアの地の混乱せる社会のただ

なかにあつて、その鋭いまなざしを、ビツクの哲人は、祖国と世界と永遠に向けていたわけである。

日本の時に、これを見ると、幕府が松平定信、同容衷をして相模および房総海岸に砲台を築かしめ、また、江戸に例参し来つたオランダ人の館に、杉田玄白と大槻玄沢が訪ねて学校教導法等数件について問答したのが、1810年すなわち文化7年であり、1838年すなわち天保9年には、前年に渡来の米船モリソン号の始末が幕府に報ぜられて議論が沸騰し、また、幕府の老中水野忠邦が庶政の改革に着手、いわゆる天保の改革が、この年にはじまる。高野長英が「夢物語」を著したのもこの年であつた。

(3)

およそ、ひとりの人間の知的形成において、民族とか家庭とか、また、その置かれた自然的環境からくる影響を拒否しては、推しはかることのできないものがあるのは当然だが、わがバルメスという人間のなかの社会的形成については、彼の純理ないしは、文学方面等多岐にわたる問題におけると同様、まったく彼の人間自身からきていると考えられよう。つまり、この方面でも、バルメスは、自己教育を遂げた決して多からざる例のなかのひとりであつて、特別の師をもつことなく、彼自身の才能が彼を目覚めしめたといつてもいいのであつて、このイスパニア人先駆者は、みずから艱難の茨を刈り取つて、そこにひとすじの途をきりひらいたのであつた。いわば、彼の人間における社会的形成への開眼の師は、それを必要と考える彼自身だつたといえる。

フランス軍の侵入が3度もつづいた1810年にこの世の光を見た彼は、わずか7才にしてビツクの神学校でラテン語の勉強をはじめたが、そこは、18世紀にあつては、他のどこの神学教育の場よりも優れた成果をあげたものだが、19世紀初頭、フランスに対する独立戦争のため、急速に衰微の一途をたどつていた。敵軍の暴虐におびえる市民や敗走する兵士たちが逃げこむ恰好の場ともなり、いきおい、生徒たちの間に愛国の精神がたぎつていったこと

もたしかであろう。ことに1820~28年の間は、平和を享受することさらになく、外的武器に加えて国内の政治的、社会的混乱で、この地の人たちの生活と精神とは常に乱されていた。バルメスは当時を写して、「一再ならず警報や集合ラッパの音で、われわれの算数はさまたげられた。」とのべている。

(Obras completas, t. 31, p. 290)

かかる環境の下では、学問が停滞したことも不思議ではなく、用うべきテキストは思うにまかせず、真理探求への意慾の減退によって、すくない競争試験の結果による教授陣容も思うべきである。この時期に、彼は、当時神学校で習わされていた唯一の社会問題の基本を扱う倫理学をドン・ペドロ・マルティル・コマ (D. Pedro Mártir Coma) という教授について修学したことを、われわれは知るのである。

バルメスが1826年に移ったセルベラ大学での勉学について特記すべきものはないが、彼はそこで、神学教授として、バリ (Barri), リカルド (Ricardo) ガリー (Galí), カイハール (Caixal), フランチ (Franch), それに短期間サリエ (Xarrié) 等の教師をもった。今日残る資料によってこの大学内の様相をわれわれの眼前に髣髴させることは、はなはだおぼつかないことだが、その崩壊的内状は、前にもちよっと記したが、尋常ならざるものがあつたらしく、報酬のきわめて乏しい教授職にはなり手がなく、そのうえ、競争によらず序列で昇任が進められ、古いというだけの既得権で教授の欠員がうめられていた事実も認められた。

本が不足し、不可欠の教科書でさえ然りで、聖トマスの「神学大全」(Suma teológica) のそれを補うのに、教室で生徒に書き取らせるなどの古い方法がとられる実情だった。たしかに容易ならざる時代ではあったが、希望に燃えるはずの青少年学徒の理想は、地におちたか萎縮してしまっていたとしか思われず、したがって生徒数は、きわめてすくなかったことを伝記家カサノーバス (Casanovas) も指摘している。(Balmes, vol., I p. 105~147) 国の内外と学園をおおう暗雲から、教師たちの間にも憂うべきペシミズムが

ただよっていたことも見のがせない。

郷里ビックにあった時、バルメスはすでに、彼の書き残した「私の弁明」(Vindicación personal)によれば、「自宅と教会と学校と家族のいき来している何軒かの家庭と司教館に附属の図書館以外の場処で私を見たものは誰もいなかった」(t.31, p. 285)もので、セルベラに移ってからも同じこと、高次の精神を求めてやまぬ彼の魂は、いやがうえにも沈潜していった。書物もなく、それを買うべき金もなかった彼は、図書館をわが家と心得ていたかのごとくだった。「バルメスは、自分の本をもたなかった。だが、政治的、社会的、地方的、内部的な悪環境も、彼の学問せんとする意慾には勝てなかった。それにしても、ひとりの博識なる知性をつくるには、何たる悪要素が重なっていたことか。にもかかわらず、障害、不便をのりこえ、困難はむしろ、彼の英雄的真価を増し、彼の鉄石の意思にみがきをかけたのだ。」バルメスの友人であり、図書館司書というかけがえのない資料を自らもって、伝記を書いたソレル(Soler)は、こういっている。

さらに、彼は、ある時、バルメスが、偉人は、すべて、常に一つのことを、みずからに提起して、たとえそれが50年後に見出されようとも、不断にそれを追求し、いかなる困苦も非難も意に介してはならぬ、との意見をはいたことがあるのを聞いたことがあると追憶して、彼の不屈の意思を伝え、その知識のよってきたるべき最大の秘密を教えている。約2万冊をかかえていたこの図書館に勤務中、ソレルは、常に彼を見た、と書いている。昨1962年7月、筆者も親しくここを訪うて、詳細に実見する機会を得たが、そこには11世紀からこの方の教区内と市の資料が、すべて、静寂な歴史的雰囲気の中に、整然と整理されているのを見て驚いたものである。

一冊の本を手にとると、彼は、さっと目次に眼を通して、はやる好奇をみだし、やがて、それをもとの場処に置くか、でなければ、すくなくとも、既知の内容や新規なものは見当らぬと考えた時は、その場で素早く目を通していった。そこで余した時間を、彼は、他のいっそう貴重なものに費し、たとえ

ば、3,4百頁の本を1日以上かけて読んでいたという。写筆することに手間どることもあったが、彼は、内容か目次に目を通すときは、常に立ったままでそれをなし、知識慾の刺戟を熱心に追いもとめていた。フランス語の2冊の人名辞典がとくに彼の注意をひき、部厚いその本の全巻に目を通していたことは間違いなく、いまだ少年期の彼は、これら選ばれた偉人たちの略伝を愛情をもって読んでいた、と伝記家は伝えている。(Soler, Biografía de Balmes, p. 9~10)

バルメスが社会科学に対する確固たる基礎をかためたのは、セルベラ大学時代だ。ここで彼は、カイェターノ (Cayetano)、スアーレス (Suárez)、ベラルミーノ (Belarmino) などの注釈つきで、「神学大全」を勉強し、ある伝記家の言によると、神学課程の前期四年の間、彼はこの書物に熱中した。

(Benito de los Santos, La vida de Balmes, p. 9) この堅固な土台の上に立つたうえで、彼は、彼の向うべきひとつひとつの柱を築くことができたので、社会問題についても、その当時、説述流布されていた学説、思想を、方向をあやまることなく、余裕をもって、批判と吟味の眼を向けることができたのである。

彼、バルメスの社会的学問への関心と愛情の源をさぐるなら、一見尋常に見えたセルベラ大学時代の彼が見出されるに違いなく、直接的には、その由つて来たるところは、前に略述した、当時の環境に触発されたものといえよう。すなわち、イスパニア国民を襲った内外の相つぐ混乱が、孤独で、控え目な彼の気質を追いやって、巨大な有機体への考究となり、やがて彼の眼を、他の国民へも向けさせたのであって、そこに彼は、生動する社会の不安と、設けらるべき道標を待つ社会の時代的推移を見たのであった。さらにまた、感化的要素として、18世紀の精神的偉材のなかでも代表的人物といわれたラモン・リャセール・デ・ドウ (Ramón Llasser de Dou) の名をあげねばならぬ。(Ireneo González, La cuestión social según Balmes, p. 31) この人は、高い人格的形成と巾のある文学的教養と、おのが祖国のもろもろの事

物に注がれた愛の深さのゆえに大学学長の鑑 (el ejemplo del Canciller de la Universidad) といわれた人物。つぎつぎにイスパニアをゆさぶっていく数々の事象のなかへの強力な政治的干渉を、この人物に果さしめた人間的資質と近代的考え方の思潮が、若きバルメスに、生きた印象をあたえたもので、この頃はじめて、彼は、知性と聖性とをそなえた司祭たると同時に、現代社会の指標たらんと理想を心中ふかく期し、それがため将来の使徒職は、すべからく社会的でなければならぬと理解したのであった。

(4)

ある種の問題で、一友人から協同研究を申し入れられたバルメスが、「残念ながら、身辺多忙で、それは許されぬ実情です。実を申すと、この時代的混乱が、私を追いやって、大なる社会問題の試練以上に私をよろこばせる学問は見出しえぬ気持です。」(t. 1, p. 106) と弁解の辞を残しており、また、親友フェレール・イ・スビラーナ (Ferrer y Subirana) 宛の手紙のなかでも「社会問題にあって、自分は、たとえこれを公にするも、不愉快は起こさぬある原則をもっている。」ともらしていることによっても、彼の心の向け方を垣間見ることができるのだが、事実そのとおり、1841年8月に前記友人らと協力して発刊した雑誌「文明」(La Civilización) 1, 2, 3 および5号の4回にわたって、彼が「社会研究」(Estudios sociales) と題して発表した一連の論文は、十分その資格と裏づけに価するものといえる。それには「予備的見解」(observaciones preliminares) の副題がつけられているが、それは、イスパニアの近代社会問題の文献史上で、最初の著述家というにふさわしい労作であった。フランスにおいても、隣国イスパニアで広く社会主義学説を国民の目と頭脳にふれさせた最初の人物のひとりとして評価されているのであるが、バルメスは上記の論文その他で確言して、労働組織の問題は、史上最大の問題というべく、おそらく、奴隷廃止以上の困難事だが、その結果についていえば、2世紀以内に、現在われわれの思いもおよばぬ段階に発展するだろうと述べている。その後、1848年に起ったフランスの二月革命

は、すくなくとも、理解しうるものにとっては、この問題を表面化したものだったし、イスパニアについては、1873年、プエルト・リコ (Puerto Rico) の奴隷解放と第一共和制の成立があり、1931年にいたり、第二共和国が成立して新共和憲法が制定されたわけである。

隣国フランスの社会的動揺とその政情に、たえず注視と洞察の眼を離さなかった彼は、あらたにペンをとって、「フランス共和国」(República francesa) なる文明批評を書きはじめていた。しかし、彼の死はあまりにも早く、第2部のはじめ数行を書きかけた後、そのペンをおいて再びとることができなかったとは、彼自身にとっても、また後世にとっても何たる痛恨事だったろう。

このあたりの事情を、さらにくわしく記すと、1848年2月14日に、バルメスは、病状の悪化を覚えて、執筆の手を休めたまま・マドリーを出てバルセローナに向った。このカタルーニャの首都に到着すると時をおなじくしてフランス革命が勃発した。すなわち、24日にパリの騒乱が起きて瞬時にして革命が成つたのであるが、彼バルメスはこういっている。「突発的な社会的激変は、倒されたものに対するこの上ない屈辱であって、歴史はこれをよしとしない。かかる短時間の大変動なるものは、勝利者自身のおもいも、可及的すみやかにそれに追っつけなかったことだ。」(t. 32, p. 395~6)

バルメスは、透徹した眼で、この最大の変動についての社会的、政治的の帰結を得るために、終始、現象の推移を知り、かつ研究せんとする非常な意慾を心の中にもっていた。同年3月11日付の友人ビルーマ (Viluma) 侯宛の手紙に「私は、この大変動について、暫時なりとも、貴殿と語り合いたく切望している。だが、それは、いま、許されないので、独りで考えこんでいる。そして、かの恐るべき事件が大きく写されているはずのフランスの新聞を読み望んでいる。」(Epistolario, vol. 1, núm. 319) としたためている事実によっても、そのことを断ずることができる。4月14日付でドン・マヌエール・ビクーニャ (D. Manuel Vicuña) 宛にも「私は、事件の経緯を注意

深く見守り、それを勉強し、かつ、私の手のおよぶ最良のことを、それについて深思している。」(Ibid., núm. 327)と書いている。

彼の病軀が、日に日にむしばまれつつあり、かつ、前記「フランス共和国」のほか「基礎哲学」(Filosofía fundamental)のラテン語訳の仕事を果さねばならなかったにもかかわらず、彼は、ペンをとつて心の中に悶光のごとくにきらめく思想の消息を紙にうつしていたが、労働組織の一般的な問題に思い至ったところで、ペンをおいた。5月15日に、はげしい危険に襲われ、そのため25日にバルセローナを出て、故山ビックに向うのであるが、もはやそこでは、死の用意に処するのほかなく、ついに最後の瞬間が、1848年7月9日にきた。時に午後3時ちよつと過ぎであった。

バルメスの死によって、フランス共和国について彼のものした内容を知らんとする喝望が呼びさまされたといつてよく、事情をかねて聞き知っていた人たちから、彼の弟に乞いを求めるものが多かったが、出版の陽の目を見たのは、2年後の1850年であった。

現代に生きた人文学界の碩学メネンデス・イ・ペラーヨ(Menéndez y Pelayo, 1856~1912)の言では、ビックの哲人バルメスは、實際家、行動人、そして全き近代人であつて、純粋な理知の奥に沈む思索型の知性というよりも、人々の住み家まで哲学をおろし、そこに基本的諸原理の靱帯を張つて、経世の業を昇華せんとするタイプに属していたとしている。彼バルメスは、いちはやく、社会的指標について、みずからが抱いていたものの必要なることを会得するのであり、また、時とともに、社会科学が身につけねばならぬ性格を知ることが必要であることをも、悟るのである。

この点について、彼が、「学問と社会」(La Ciencia y la Sociedad)なる論文で述べたところをきいてみよう。彼はそのなかで、近代社会に新旧二つの潮流のあることを指摘して、つぎのようにいつている。

「新しきものと古きものとが、それぞれに、時間と運命のまにまに、難詰しあい、暗隠裡に交替しつつ、われわれの間に、半世紀にわたつて並行して

きた。このようにして、いま向い合っておるものの、しかも、遠く、中世紀にアラブ人とゲルマン人とが相互理解を遂げることができたように、理解し合えるはずの多くの人たちは、こちら側とあちら側とに成長し、形成されてきている。原則を墨守していることと目標を一にしている点が旧派の連中を特徴づけているのであって、それらの曖昧さと、不安定さとが、近代派の連中を識別している。あるものたちの中にあっては、宗教的信念と道義的格律とが脈々と支配し、統御しているかと思うと、また他のものたちの間には、物質的利害とすばらしく眩惑的な文明への嗜向と、みずからも納得しえぬある漠然とした不確実な社会的進歩への傾倒とが勢いをえている。前者は、理知の厳しさにおいて、後者と峻別されるが、それは冷厳に過ぎる。これに反して、後者は、ふんだんに流露せんとする方向で、相異なるが、そこには厳密性がない。前者は新しい社会を理解せず、後者は古い社会を知らぬ。彼らは、同じ一つの国の中に彼らの店舗を張ってきた人たちである、しかもそれが、相異なる言葉をしゃべり合っている。相異なる土地からやってきて、相異なる土地に向っている。双方の言葉を知って、先ず通弁をつとめ、しかるのち、どちらにも忠実な関係をたもちつつ調停の役を果しうる人があれば、その人は何と幸なるかな。」

一世紀に余る時と、東西、洋を別にする位置に立つわれわれの耳朵にもなお、響くものがありはしないだろうか。新旧二つの流れのなかにあるものの相互無理解を嘆いて、両者は相容れないものか、どうかについて、あるいは人ありて問うかもしれない。この点で、彼の応答をたたいてみると、こういふのである。

「なにゆえに、彼らは、相たがいに理解し合い、和解し合うことができぬのか。真理の問題に妥協の余地はないし、また、世紀の精神を、その急速な過程のただ中で停止さすこともできぬ。しかしながら、おそらく、運動の敵たる真理は厳存するのではあるまいか。そしてまた真理と和解しないような運動もないのではあるまいか。」 (t. 11, p. 124)

(5)

バルメスは、真の社会的本能の存在を主張する。それは良識と実践的理性とに基礎をもつ。彼はいう。「もし、われわれが、歴史の教えと経験の示すことがらに注意を向けるなら、社会は知識によって支配されるものではなく、良識、すなわち、その働きの責をすくなくとも、みずからに負いうるある実践的理性によって支配されるもので、それは、驚くほどの正鵠さをもって、目的の到達に向って直進する。」「知識への慾望をいまずこし減らしても、それだけ多くの実践をわれわれはねがいたい。…これを、たとえば、狩人の鼻の一種鋭敏な感覚に、知識以上のものがあることを、ベーコンが、物の見方に関して、語っていることを思い出さざるをえない。」(El Criterio, cap. 1) ここで、彼のいうベーコンとは、英国の経験派哲学の祖述者フランシス・ベーコン (Francis Bacon, 1561~1626) であるこというまでもない。

バルメスは、その社会学において、革新家らしく憶断して新しい言葉の数々を投げかけることもしなかったし、また、独自の説をはくこともしなかったが、確固たる理性をもってその言説を基礎づけていることに、われわれは気づく。彼のいわゆる《社会的本能》すなわち良識、ないしは《実践的理性》を方向づけるために、彼は一連の規範をものとして、真の法則のあるところを示さんとしたのであった。前にも引用した彼の名著「規範論」は、良識のすぐれた昇華をおさめているのであるが、したがって、メネンデス・イ・ペラーヨは、これを「良識の法典」(Código del buen sentido) とよび、カレーラス・アルタウ (Carreras Artau) は、「常識の経典」(Código del sentido común) の名を呈しているほどである。それは、整然たる論理の典型として、また有効な活動力の真の指針たるものとして、高く評価されてきた。

社会的本能は、社会的環境につながる。

社会の名のもとに、バルメスが理解するものは、ひとつの国家を構成する

個人めいめいの集合体であって、それら個人は、思想と慣習と、とくにまた生活の必要物をもつものであると考える。社会の本質的構成は、思想、慣習、制度、つまり、政治形態と行政組織を除く社会に存するいっさいのもの、調節弁の原理としての社会秩序の存在を予想するのである。この社会秩序は、政治秩序とも行政秩序とも、その原理の不変性と恒常性において異なる。それは、ちょうど、社会秩序が、道德的秩序、知的秩序および物的秩序を包含、成立せしめている点で、それらと類を異にするのと同じことだ。

「社会秩序は、その名の示す通り、一国の社会状態を形成するいっさいのもの、いいかえれば、その社会自体が内包するすべてのものを含まねばならぬということは明らかだ。それは、また、社会の善悪に影響を及ぼす点で相当の重要事であろうし、それに、社会の本質的組織を形成する諸要素が、いちじるしい変化を見せずして消滅ないしは変転しうるがごとき表面上の在り方はしていないのである。ここにおいて、明らかなことは、社会秩序にあつても、物的、道德的また、知的秩序が含まれて来なければならないということであって、これらは、部分と全体との関係、すなわち、身体を組織する細胞と組成された身体との関係だ。」(t. 11, p. 93~4)

(6)

さて、社会の基本的目的は何であろうか。バルメスは、これを共同善にもとめる。すなわち、それは、公共善といってもよく、すべての人の善の言いで、かくしてこの善のなかに社会の完全の由拠を置かんとするのである。

社会の目的は、哲学体系やそれに基づく政治学説の立場によって異なる。ある人たちにとって、公共の福祉は物質的発達を意味しようし、また別の人たちには、知的ならびに道德的進歩が、それにかわるかもしれない。自力で他の上に立つ国民を幸なりと考えるものもあれば、小さな家庭内の和楽を享受して安穩裡に暮すことを無上の幸と思っている人のいることは、今も昔もかわらない。

ここらあたりから、言葉のなかの混紛がくる。進歩、向上、発展、繁栄、

幸福、文明、文化などといった言葉がそれで、それぞれに都合のよい意味を容れて、その結果として、社会に何か衝動をのこさんとするのだ、とバルメスはいう。

福祉の実現は共同善の理念をまたねばならず、バルメスによれば、それは、社会の完全に通ずるものであって、その保証は、人間と社会の本性、経験および歴史によるものだし、また、創造主によって世に課せられた秩序と道徳という永久の法則と、加うるに、厳たるキリスト教の創始者より人類に教えられた愛と友情という聖なる掟によるものだとしている。(t. 11, p. 30)

社会の完全、すなわち共同善は、社会を構成する個人めいめいの可及的最大多数者の総能力の、同時かつ調和的發展にもっともそのような組織に基礎をおく。人には悟性がある、真理を目的とする。意思が存して、道徳がその規律となる。また、感覚的必要物がある、それを充足して物質的福利を獲得している。このように、多数者の悟性に真理がもたらせれば、もたらすほど、意思が道徳的に規制されれば、されるほど、また、物質的必要物の充足が全たかれば、全たかるほど、社会は完全に近づく。(t. 20, p. 284)

これらの前提に基いて、バルメスは、善美として、または、調和としての社会正義の考えを系統立てることができたのであった。それは、当然、社会の目的としての完全という思想に応ずるものであり、同時にまた、彼の数学的才能によって観取しえたアリストテレス的ないしは聖トマス的正義観—調和としてそれを見る—に同ずることを示しているともいえよう。

社会正義が、その実現を期待しているものは、(1) 可及的 maximum にとって可能な最大の知性。(2) 可及的 maximum にとって可能な最大の徳性。(3) 可及的 maximum にとって可能な最大の福祉。これらである。この社会正義は、人生生活の具体的秩序のなかに形をとり、かつそれを人々に均分する。つまり、知性に関しては、教育、薰陶があり、意思については道徳律があり、外的生活には物質的な福祉があって、これに相当するのである。社会秩序の表現としての社会正義は、共同善すなわち社会の完全をうるために、上

述せるそれぞれの善を全たからしめ、かつ整合せしめるのである。もしも、それらのうちの、いずれかが欠けるなら、完全とはいえなくなる。聡明ながら、徳性に欠け、生活手段を得ない人または国民は、完全とよべぬし、また、道徳的ではあっても、無智と貧困からぬけきれぬ人または国民も、同様に完全とはいえぬわけである。物質的に恵まれていて、不徳義、無智ときたら、さらに悪い。

知性と徳性をあたえよ。それで、なおも、貧窮のなかにあえいでいるものがあれば、それは十分同情に価することだ。知性と富をあたえよ。その上、そのものが、もし不道徳なら、軽蔑に価しよう。終りに、徳性と富をあたえてみよ。なおかつ、そのものが、無智から脱しえぬものなら、そのものは、まさに、善人、富者にして愚人、これまた、人間完全の手本たりえぬこと、いうまでもあるまい。一と、バルメスは叫ぶのである。

(7)

バルメスにとって、社会的なものは、常に政治的なものの上にあって、絶対的優位を占める。偉大なる政治的事蹟には、常に社会的重要な事が横たわる。政治形態は、それを仕遂げる道具であって、いかなる政党も、いかなる国民も、また、いかなる学派も、社会的なものを、政治組織の犠牲にすべきではない。それを逆に見る瞬間から、社会組織の変革による救済に頼らざるをえなくなる。(t. 28, p. 159)

共同善という社会的なものの考え方にこたえて、明敏なる政治的才能の持主たるバルメスは、広範な社会秩序と、社会正義のために自分自身を適応させていくうえに生じる種々なる関係のなかに根を張っている、一連の問題をうかがい知らんとした。すぐれた洞察力によって、彼は、統合と調和の欠如による社会の不均衡を見るにおよんで、だいたい、社会問題の存在することを推測したのであった。

具体的な秩序間に見られる不調和は、人と人との間、組織体と組織体との間、階級と階級との間の思想および行動の不一致を、まちがいなく、もたら

す。このようにして、道徳的秩序、宗教的秩序、政治的秩序、経済的秩序等の原因となるような、さまざまな論題をもった社会問題が生じてくる。

社会問題を、労働秩序に限っていうと、バルメスは、それをすでに労働組織 (organización del trabajo) の名の下に体系づけている。誰しもそれを口にしながら、十分の理解をもっているとは限らず、また、いまだ、確的な定義をもっているとは限らぬ労働組織。それが新しい時代の何かを意味し、労働者の向上改善にこたえるものなら、それは、労働者のためにする資本と労働者間の現在の関係の変更のなかに存する。この労働者にかかわる命運の向上、改善が重要度の高い問題であることは疑いなく、それに対する考慮が十分に練られることが必要である。この問題の試練を無視する人は、社会がおびやかされている大なる危険を知らないのだ。(t. 32, p. 429~30)

1840年4月、マドリーの新聞に寄せられた彼の論文「聖職者の財産についての社会的、政治的ならびに経済的見解」(Observaciones sociales, políticas y económicas sobre los bienes del clero)のなかで、バルメスは、社会問題を提起しているが、現実を忠実に写しているという点で、本稿の冒頭に述べた1891年公布のレオ13世の回勅「レールム・ノバルム」のはじめの部分と非常な類似を、われわれは読みとることができるのである。彼はいう。「数々の革命と略奪をもってしても、あるものたちが企図しているごとく、多数者階級は改善されておらず、依然少数者の手中には信じ難いほどの富が集中していて、社会の大部分のものが、大資本家たちに養われている。商工業は、最大多数のもののために営まれず、あらたな資本家たちの奢侈と快樂とが、つつましい職人と悲惨な日給労働者の仕事の結果を費消させている。」(t. 4, p. 143)

バルメスは、社会問題とその悲劇的と考えられる将来の結果を、彼特有の天才的直観をもって予見していたように思われる。「過ぎし日の思想と習俗と制度の革命を、歴史がわれわれに示す時、また、実現されつゝある深刻な変革を、経験がわれわれに明らかにする時、将来に山と積まれている巨大な

出来ごとを考えて、心はなやみ、苦しむのだ。」これらの言葉のなかにも、それが読みとられよう。

では、社会問題の由ってきたるべき原因を、バルメスは、どこに求めたか。根本的原因として、彼は、道徳的秩序からくるものと、経済的秩序からくるものとに区別する。前者の原因としては、先ず、分別をそらせてきた無信仰と宗教的無関心とによる社会の非キリスト教化を指摘している。他面、また、功利的原理が、めいめいの心のなかにエゴイズムを植えつけて観念的な物質主義を促して、それが第二の原因となっているのであって、もしも、ここに、人間の理性的、社会的本性と、精神的、超自然的目的と、人間のもつ労働の権威と、道徳的価値の優越性とが失なわれれば、経済的秩序と不離不即の立場にある道徳的秩序の基礎がなくなることになり、そこで、社会問題の経済的原因が発生することになると説く。

バルメスは、その原因を3つあげている。(1) 十分組織化された分配のともなわない過剰生産 (2) 機械化の導入 (3) 人口の増加である。バルメスが生まれた当時の時代環境にしたがって彼の説いたこれら3つの原因のひとつひとつの分析については、おのずと別の立場からの考察の余地があろうし、また、筆者の能うところではない。

つぎに、これら社会問題の対策について、バルメスは、どう考えていたかをさぐってみたい。彼は、その解決に役立つ道徳的、宗教的、知的、経済的諸秩序の救済を案じて、それをば、根元すなわち根本的原因に適應せんとしたのである。彼は、救済のえせものとして、力と政治と植民主義と社会主義を考察する。

バルメスの時代の、社会問題についての支配的な思潮は、まだ、決った体系的なものには結晶されていなかったが、自由主義的、社会主義的、カトリック的といった学派があって、のちに、種々の解決案をもつにいたった。そこで、彼バルメスの心の在処と時代の潮流を考え合わせるなら、彼が、新しい秩序をもくろむ社会主義学派に、ともかく、関心と批判の眼を向けたこと

は当然であった。

(8)

1844年の3月～9月の間、バルメスは、「社会」(La Sociedad)誌上に、前にも記したが、「フランス共和国」という題名で7つの論文を載せているが、そのなかで、社会主義の問題を扱っている。科学的社会主義の出現前のことである。彼自身「イスパニアにおいて、社会主義思想の新風を送りこみ、道徳悪その他の悪の問題について思想家たちの注意をひいた最初のひとり」(t. 32, p. 430)と述べていることによっても、その先駆的地位が察せられるというべきであろう。

当時知られていた^{ソシアリズム}社会主義は、いまだ漠然または混然としたもので、今日でいえば、^{コミニズム}共産主義にもっとも近いふうにとられていたようだが、バルメスは、先ず、それを、^{ソシアリズム}「社会主義、換言すれば、現在の社会秩序を破壊し、あらたな基礎の上に秩序をたて直して、別の規範をもって統制せんとする学派」との定義をくだしている。(t. 11, p. 215)

ここに見られる社会主義を特徴づける点は3つで、第一に、現存の秩序の破壊という否定面、それに、あらたな基礎づくりという積極面、最後に、従来のそれと別個の規範、とがそれである。彼は、例のロバート・オーウェンの夢みる社会主義形態を眼前に思いみて、論じたものであろう。1845年9月に彼が発表した「原因なき結果」(Un efecto sin causa)と題する政治論文の中に、「他の国に流布されている^{コミニズム}共産主義の観念は、イスパニアでは、まったく知られていない。」(t. 29, p. 293)とあらたな用語を出して述べていることによっても、彼の理解のしかたがわかるような気がする。もうひとつ。もし、国家にすべての個人の財産を奪う権利が委ねられていいものか、どうかとの質問が、ある会議に出されたとしたら、すべての人は、否と答えるにちがいない。—という同時代に生きた公法学者にして政治家であったドノソ・コルテス(Donoso Cortés, 1809~53)の言葉に接したバルメスは、つぎのように述懐している。「ドノソ氏は、所有権について問題がおこって

いることを知らないのだろうか。ある種の社会主義学派の説くところを、知らないのだろうか。これらの学派は、すぐれた師と、著名な述作と、すくなくからざる弟子たちとを頼りにしていることを知らないのだろうか。もしも、その会議の席上に、数の多少はともかくとして、社会主義者がおれば、反対の意見を表明することだろうし、国家が個人の自由を奪うことに贅意を表すだろうと思う。このようにして、彼らが夢みる財産の共有という美しい理想がはじまろう。」と。(t. 28, p. 224)

このあたりで、バルメスは、当時の社会主義者たちの願うところを、かなり雄弁に叙述、紹介している。とくに、自由主義派の教説と比較しながら、それと対比して述べたところに、すどく面白い筆致のあとが見られるので、引用してみよう。

「諸君の主張するところは、持てるものの隷従から貧しいものを逃さない自由だ。その足許に召使いが足かせにされ、邸宅の戸口に寒さでふるえている乞食を見すごしている、その間、金持や権力者たちは、豪奢にして官能的なよろこびの生活に酔っているのだ。私の主張する自由とは、貧しきものにも、富めるものにも通ずる自由だ。人を人の奴隷のままに置かない自由だ。諸君の平等は、いつわれる平等ではないか。なぜなら、不幸なものを見すぼらしい陋屋を見下して、貴人のまばゆいばかりの邸宅が建ち、持てるものの誇らしげな装衣と貧しいもののボロとが並び通っているからだ。このような矛盾せる不平等が残されている間、私は、平等はないといい切れる。装いもはなやかな勇み脚の馬が、花の盛りの少年をひき倒し、拍車をかけられた飾り馬車が、力なげにふるえる身を杖に支えている老人をひきずっていく光景は、思うだけでもたまらない。住も、衣も、必要物資の充足も、そして、快樂も、等しかることを私は欲する。多くのものの汗で、少数者が食を得、かつ楽しむことを、私は欲しない。生産物が等しく分配されることを、私は望む。貧しい労働者には、みじめなほどの給金しか残らず、巨大な利益が資本家にさらわれることを、私は好まない。これが平等というもの、これが自由

というものだ。真の権利の数々も、ここにある。それらは、人類の真の利益であって、他のものは、まがいものだ。」(t. 11, p. 219~20)

社会主義に対して、彼はまた、批判の眼を向け、その窮極の目的が、富の共有にあることを指摘し、その説くところも、単純な領域にあっては、あるいは、ある期間、命脈を保つだろう、要するにそれは、荒蕪の地にまかれる種子のようなもので、もしそれが摂理なら、われわれの世界のうえに、いまだかつて知られないような恐慌がほしいままにするような日が来って、はじめて、実をならず類のものだ、といている。(t. 11, p. 215)

事実、バルメスは、ロバート・オーウェンの社会主義の紹介と批判に、3つの論文をものしており、有名なトーマス・モア (Thomas More) の「ユートピア」には2つの論文を費して、それを点検している。彼が、社会主義説をきびしく批判したのは、その反宗教性と、人間を理性的、合理的にのみ見んとする、その物質主義のゆえであった。彼は、精神的価値を否定し、進歩にともなっていく物質的なものをかかげて、その功利主義と、そこからくる社会的対立と階級闘争の結果を助長せんとする、物質主義的考え方に対して、真向から戦ったのであった。

(9)

当時の社会学者ともいえる、バルメスの社会主義観に関連して、ここで、若干所有権の問題について触れてみたい。

社会主義者の所有権に対する否定的な考え方に対して、バルメスは「それは、主体に従属する客体であって、法律によって、他からの排除を保証されている」と定義して、自説を述べているのである。

およそ、人には、自然法によって保証されている自然的所有権がそなわり、また、実定法によって保証されている実定的所有権がある。つまり、所有への権利と、所有の権利である。所有の権利は不可侵のもの、神聖なものであって、いつの時代、いかなる国においても認められているもの、その基礎を自然法にもち、神法によってよしとせられ、どの人定法にも取りいれ

られて、また、個人と社会の最も高い利害関係から要求されているものである。(t. 22, p. 126)

所有権は、このように神聖なものであるゆえ、それがたとい、人類愛的意図から出たものであろうと、また、公的便宜の考えから出たものであろうと、それに関する限り、あつかいは、きわめて慎重であることが必要である。

所有権をあつかう場合、その国に樹立されている政治形態が、どうであろうと、統治者は慎重を守って、それに手を触れぬようにすべきである。それは、神聖たるべきものであるのみならず、確実に社会の精髓そのもののなかに入りこむことによって、尊敬の観念がすこしでも、けがされることが憂慮されるからである。(t. 4, p. 110)

社会的諸制度のためにいうなら、所有権なくしては、所有権の直接の結果たる安定性も、独立性も達成されえないことになる。もし、ひとつの社会的階級(たとえば、聖職者の組織)が、文明的機能を果さねばならぬものなら、その所有者—それも、高度の所有者たることが必要である。安定と独立のないところに、確実性も堅牢性も生れぬ。その存在に確実性が乏しくては、ひとつの組織の上には働くことはできぬし、ひとつの計画をも展開しえず、また、その望むところを将来にのばしえない。独立なくしては、一階級の面目も権威も失なわれるもので、尊敬をもちえ、暴走を抑え、謙譲に通ずる途を平にするためにも、それらを保持することは大切なことである。—バルメスが「聖職者の財産についての社会的、政治的ならびに経済的見解」(t. 4, p. 91~2)で述べている所論である。

所有権は自然法に基くものであって、神聖にして侵すべからざるものであり、かつ、社会にとって、それは本質的なものではあっても、他面そこには制限があり、それは他の諸権利に従属しているものだ、とバルメスはいう。なぜなら、所有権のなかには、道德の永遠の原理と、個人的、家庭的、公共的必要とがひとつになっているのであって、社会が連続的に混乱をつづける

ことを避けんとする目的をも加味されているからである。(t. 4, p. 91~2)

バルメスによれば、所有権は、すべてのことにかかわりをもつにあらざれば、十分に理解されたとはいえぬ。そこで、所有権は、社会的機能をもった私権の制度というにはあらず、私的機能と同時的かつ一となっている社会的機能をもつということになる。所有権は、その本質的な社会機能のゆえに、社会および政治体制のひとつの基礎となっている。このようにして、それが、人間および社会の本性そのもののなかに根を下している以上、社会的不平等も必要事となり、政治機構の上で、強力な手段として役立っていることにもなる。だが、しかし、人間万事、何らの悪につまづかずに善事が達せられることは、ごく稀であって、社会の不平等が極端にいたり、それが、公共の福祉のためにならず、公正と正義の原理にそわないことも起りうるのである。(t. 4, p. 9~12)

バルメスによれば、所有権をうる本来の仕方は、労働である。自然の造り主は、われわれを労働に従うことを望まれた。しかして、この労働は、われわれに有用であらねばならぬ。もしその反対の場合は、目的をもちえぬことになろう。もしも、労働の結果が、労働者のものとならぬなら、有用性は実現されぬことになろう。すべてが同等なものなら、働くものも、怠けるものも同じ権利をもつことになる。疲労しても報われるところがない。かくて、働くための刺戟がなくなろう。労働は、その結果に所有権をおく本来の資格だ。そして、この原理を尊ばない法律は、本来正しからざるものである。所有権取得の資格として存する占有は、手に入れる行動を予想する以上、労働によるそれに帰される。そこで、この所有権は、占有者の労働が占有されたもののなかに残る段階に従って、ひろげられていく。(t. 20, p. 296)

労働はまた、所有権移動の基礎である。移動においては、人はおのが情愛の対象を、自分自身に限定しないこと明瞭だ。それを、妻、子ども、親戚のもの、さらに隣人にまでのぼす。人は、働く時、ただにその有用性を求めるのみならず、愛するひと、ないしは、自分を頼るひと、あるいは、何らか福

祉に貢献することのできるひとの有用性を求めている。このことは、心のもっとも内的な感情にきざしており、その労働者の世話のもとにある人たちの有用性にも、その労働の成果が及ぶことは、家族保持のために必要欠くべからざるひとつの条件なのである。親の財が子に移ることは、自然法の原理であって、そこに贈与と遺言を尊重する意味もある。(t. 20, p. 296~7) すなわち、その人の労働の結果について、人はその生存中、または、死後のためになさんとする譲渡がこれである。売買、交換といった義務負担附譲渡も、労働の根本原則そのものを認めるものである。(t. 20, p. 299)

バルメスは、個人的秩序および公共の面での労働の徳と有効性を高めているわけである。特権も栄誉も、それがいかなる階級のものであっても、それはただ、労働によってのみ正当化されるものであり、共同善という試金石をもって、対比、評価されねばならぬ。もしそれが、共同善のため役立たぬものなら、無用のものとして、放棄さるべきである、と彼はいつている。

(10)

ときに、誤った方向をとることはあっても、概して多数者階級の状態を向上、改善するために脈うっている時代傾向を、ヨーロッパ文明のなかに観取すると同時に、バルメスは、18世紀中に多くの人たちに感染していた毒素にきざす弊害、物質的功利主義、経済の誤てる、新しい方向からくる利害関係などの傾向が、彼の生きた新しい時代に、入り混っているのを見たのである。「現にいわるごとく、実利主義、すなわち、物質的利害の発達、近代文明が好む対象のひとつだ。」(t. 32, p. 362) と、彼はいつている。すなわち、時代の大きな危機を、彼は経済の側から見ていたのである。経済そのものの性質によって、それは利害のただなかに生きており、かかる環境のなかでは、言葉における真率さも、目標における純粹さも、もはや、もっとも支配的な要素ではないことがわかる、ともいつている。

新時代の文明を批判しつつあったこの明知の思想家が、社会問題解決のための根本的救済として、思想の改善の必要を宣明して、道徳的秩序と知的

秩序を考えたことは、当然であったが、彼はまた、社会秩序のなかにおける共同生活のための社会組織の創造およびその推進の要を、強く主張した。

社会的良心の喚起と教育に心をくだく一方、3つの基本的要求、すなわち、不断の労働と、十分なる報酬と、公正なる労働契約が不可欠であると、バルメスは考察した。雇用主による労働の濫用と搾取を避けるためである。労働組織における労資対等の場を唱導した先駆者といわれる通り、労働面に根ざした社会的諸問題を、友好的かつ公正に解決せんとする調停裁判の成立に努力したのも、彼であった。労働は、不断のものであらねばならず、また、その給料は、労働者自身とその家族の扶養に加えて、必要物を確保するのに十分見合うものでなければならぬ。(t. 11, p. 333, t. 4, p. 345) 彼はまた、祖国イスパニアに残る信仰的伝統を把持し、昔の同業者組織の再検討をも暗示している。(t. 11, o. 81)

社会保障の面でも、前出エンリーケ・ルーニョ・ペーニャ教授の言のとおり、先駆者といえることができるのであって、失業、疾病、老衰時の経済的援助の手が、適当な関係機関を通して、労働者にさしのべらるべきであることを、すすめているのみならず、彼は、その目的のために、雇傭主が、ある種の資本を管理し、貯蓄公庫に保管するといった具体的な措置をも案じていて、そのことによって、労働者に、安全と独立と政府の保護とがあたえられ、相互信頼が生れると主張し、貯蓄公庫についても、適切な制度であり、必要な機関であるとして、極力その設立をすすめたのであった。(t. 13, p. 230)

今日、もし生きて、バルメスが現われたとして、近年のすばらしい社会保障制度の発展と、貯蓄制度の充実を知ったならば、彼はいかなる言葉を発するであろうか。なかんづく、イスパニア国内でも、バルセローナという主要工業地帯をかかえて、ビックの哲人をはぐくんだカタルーニャ地方は、イスパニア全体の40パーセントの貯蓄をもつときく。まして、誠実、勤勉にして、企業と発明の才に長じ、貯蓄心に富む気風が、今もなおひとびとの間に残っていることが証せられるにおいておや、である。

「19世紀のひらけゆく社会に主たらんとするものは、学問の面で、他にぬきん出ようとするものでなければならぬ。また、徳性を回復し、植えつけ、伸長させんと努力し、また、多数者階級の地位を改善、向上して物質的利権の進展を推進するようにはかることが、必要のことだ。」(t. 26, p. 125) 病軀をひっさげ、乏しさに堪えて、世にもはげしい時代のなかに、実践的思想の世界をひろげていったカタルーニャの司祭自身、こうよびかけた。

精神的遺産の結晶と、鋭く、また愛情をたたえた先見的明知をあわせもっていたこの司祭は、社会改革のために欠くべからざる支柱たるべきであった。もしも、政治的ないしは社会的諸問題の根底に、われわれが、伝統的精神の高揚とその質的改善、義務観念の徹底、愛と善行を通しての人間同志の結びつき等の要求される本質的問題を見い出すなら、社会問題におけるバルメスの位置は、当然肯かれるはずである。

本稿の冒頭で触れた「労働者の教皇」たりしレオ13世は、「バルメスについて犯した世の人の罪が、私には理解できぬ。」といったが、それだからこそ、バルメスはレオ13世の先駆として、その社会思想が生き返ったともいえよう。

アンヘル・エレラ (Angel Herrera) もいっているごとく、19世紀のイスパニアの犯した罪の最たるものは、おそらく、世紀の偉大な教師ハイメ・バルメスを門戸の外へ投げ出したことであつたかもしれないが、時代の必要は、この哲人を、いつまでも、そのままではおこなかつた。

碩学メネデス・イ・ペラーヨによるバルメスの再評価は、すでに、今世紀の初頭にはじまるが、カトリック的社会分野の開拓者にして、イスパニア第一の社会的著述家として名をとどめているバルメスのもつ、社会的意義の考究は、祖国イスパニアの内質と方向にいっそう重きを加えていくだろうし、固い基礎の上に、新しい社会秩序の柱を据えんとする国家社会にあっては、いつでも、彼の人格から出る思想の光を待つことだろうと思う。